

浜田市告示第 26 号

浜田市障がい者等移動支援事業及び日中一時支援事業実施要綱の一部を
改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 3 月 24 日

浜田市長 久保田 章 市

浜田市障がい者等移動支援事業及び日中一時支援事業実施要綱の一部
を改正する告示

浜田市障がい者等移動支援事業及び日中一時支援事業実施要綱（令和 2 年
浜田市告示第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 備考を同表備考第 1 項とし、同表備考に次の 1 項を加える。

- 2 利用者の居宅等と日中一時支援事業を実施する場所との間の送迎を利用
する場合にあつては、片道につき 54 円を加算する。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の浜田市障がい者等移動支援事業及び日中一時支
援事業実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後の日中一時支援事業の
利用について適用し、同日前の日中一時支援事業の利用については、なお
従前の例による。